参考

三重県内の最低賃金

時間額　973　円

（令和5年10月1日発効）

公共工事設計労務単価（公共工事関係基準日額）

1　公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2　本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3　時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4　本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5　法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職　種		単価（円）	職　種		単価（円）
1	特殊作業員	24,200	27	普通船員	23,600
2	普通作業員	21,300	28	潜水士	45,000
3	軽作業員	16,100	29	潜水連絡員	29,400
4	造園工	23,600	30	潜水送気員	25,800
5	法面工	30,600	31	山林砂防工	30,100
6	とび工	28,400	32	軌道工	45,700
7	石工		33	型わく工	27,400
8	ブロック工		34	大工	30,100
9	電工	22,900	35	左官	25,800
10	鉄筋工	28,100	36	配管工	23,600
11	鉄骨工	28,300	37	はつり工	27,300
12	塗装工	27,800	38	防水工	27,400
13	溶接工	29,700	39	板金工	30,100
14	運転手（特殊）	25,700	40	タイル工	
15	運転手（一般）	22,900	41	サッシ工	30,200
16	潜かん工	34,300	42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	42,600	43	内装工	31,800
18	さく岩工	32,400	44	ガラス工	27,400
19	トンネル特殊工	39,200	45	建具工	24,500
20	トンネル作業員	28,300	46	ダクト工	24,400
21	トンネル世話役	42,300	47	保温工	26,900
22	橋りょう特殊工	31,800	48	建築ブロック工	
23	橋りょう塗装工	35,800	49	設備機械工	27,200
24	橋りょう世話役	39,300	50	交通誘導員Ａ	16,800
25	土木一般世話役	26,500	51	交通誘導員Ｂ	13,900
26	高級船員	30,900	（令和5年3月1日現在）		